

改正

平成20年11月28日規則第45号の 2

令和元年10月31日規則第21号

令和 3 年 3 月31日規則第120号

令和 3 年 9 月30日規則第21号

令和 8 年 6 月30日規則第 5 号

大牟田市動物園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大牟田市動物園条例（平成17年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(入園券)

第 3 条 動物園に入園しようとする者は、入園券（様式第 1 号）又は団体入園券を購入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 入園券の有効期間は、当日限りとする。

3 入園券は、入園の際、必ず入口で改札しなければならない。

(入園料の減免)

第 4 条 条例第 8 条の規定により入園料を減額し、又は免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、減免する額は当該各号に定める額とする。

(1) 小学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）の児童及び生徒が 1 月 2 日、同月 3 日、5 月 5 日及び 9 月 23 日に入園する場合 入園料の全額

(2) 小学校、中学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の児童、生徒及び学生（次号において「児童生徒等」という。）並びに児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）に入所し、又は通所する児童（次号において「入所児童等」という。）が教員、児童福祉施設の職員等の引率の下に入園する場合（前号、第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。）

入園料の100分の50に相当する額

(3) 保育所、幼稚園及び認定こども園の保育士、教諭、保育教諭等が乳児、幼児、子ども等の引率を行うため並びに教員、児童福祉施設の職員等が児童生徒等又は入所児童等の引率を行うために入園する場合（当該引率の事前調査のために入園する場合を含む。） 入園料の全額

(4) 高等学校（これに準じるものを含む。）の生徒及び15歳以上18歳未満の者（小人を除く。）が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に入園する場合 大人の入園料の額から小人の入園料の額を差し引いた額

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）による療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が入園する場合 入園料の全額

(6) 前号に規定する者のうち別に定めるものの介護者（1人に限る。）が入園する場合 入園料の全額

(7) 官公署の職員等が公務のために入園する場合 入園料の全額

(8) その他市長が特に必要と認めた場合 市長が別に定める額

2 前項の規定により入園料の減免を受けようとする者は、入園日までに、大牟田市動物園入園料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、減免を決定したときは、当該申請をした者に対し、大牟田市動物園入園料減免許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 前項の規定により許可書の交付を受けた者は、入園の際係員に許可書を提示しなければならない。

（入園料の返還）

第5条 条例第9条の規定により入園料を返還することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 災害その他動物園に入園しようとする者の責任によらない理由により、入園することができなくなったとき。

(2) 市長が公益上その他の理由により、入園を拒否したとき。

2 前項の規定により入園料の返還を受けようとする者は、大牟田市動物園入園料返還申請書（様

式第4号)により市長に申請しなければならない。

(ともだちや絵本美術館の資料の貸出し)

第5条の2 条例第9条の2の規定によりともだちや絵本美術館の資料(以下「資料」という。)

の貸出しの許可を受けようとする者は、大牟田市ともだちや絵本美術館資料借用許可申請書(様式第4号の2)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、資料の貸出しの許可をしたときは、当該許可の申請者に大牟田市ともだちや絵本美術館資料借用許可書(様式第4号の3)を交付する。

3 資料の貸出しの許可を受けた者は、市長の指示するところにより貸出しを受けた資料を適正に管理しなければならない。

4 貸出しを受けた資料は、これを他に転貸してはならない。

(資料の撮影等)

第5条の3 条例第9条の2の規定により資料の撮影、模写、模造等の許可を受けようとする者は、大牟田市ともだちや絵本美術館資料撮影等許可申請書(様式第4号の4)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、資料の撮影、模写、模造等の許可をしたときは、当該許可の申請者に大牟田市ともだちや絵本美術館資料撮影等許可書(様式第4号の5)を交付する。

(駐車場の使用の手続)

第6条 駐車場使用者は、駐車券の交付を受けて入庫しなければならない。出庫の際は、駐車券を返還し、駐車場使用料を納付しなければならない。

(駐車券を紛失した場合の手続)

第7条 駐車場使用者は、駐車券の交付を受けた後、駐車券を紛失し、又は破損したときは、駐車券紛失等届(様式第5号)に必要な事項を記入して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する駐車券紛失等届の提出があったときは、運転免許証等により駐車場使用者と入庫時間の確認をし、駐車場使用料を徴収の上自動車を出庫させることができる。

(駐車場使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により駐車場使用料を減額し、又は免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、減免する額は当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第7号に該当する場合 駐車場使用料の全額

(2) その他市長が特に必要と認めた場合 市長が別に定める額

2 前項の規定により駐車場使用料の減免を受けようとする者は、入園日までに、大牟田市動物園

駐車場使用料減免申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、駐車場使用料を減免するときは、サービス券を駐車場使用者に交付する。

（駐車場使用料の返還）

第9条 条例第12条の規定により駐車場使用料を返還することができる場合は、次に掲げるときとする。

（1） 災害その他動物園に入園しようとする者の責任によらない理由により、入園することができなくなったとき。

（2） 市長が公益上その他の理由により、入園を拒否したとき。

2 前項の規定により駐車場使用料の返還を受けようとする者は、大牟田市動物園駐車場使用料返還申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。

（指定管理者による管理）

第10条 条例第15条第1項の規定により動物園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条ただし書、第5条の2及び第5条の3の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金の減免）

第11条 第4条第1項（第8号を除く。）の規定は、条例第17条第3項の規定による利用料金の減免について準用する。この場合において、第4条第1項（第8号を除く。）の規定中「入園料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認める場合は、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

（利用料金の返還）

第12条 第5条第1項の規定は、条例第17条第3項の規定による利用料金の返還について準用する。この場合において、第5条第1項の規定中「入園料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（公募の公告）

第13条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告する。

（1） 動物園の名称及び所在地

（2） 条例第20条に規定する申請（以下「指定申請」という。）をすることができる法人その他

の団体（以下「法人等」という。）の資格

- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (4) 指定管理者の指定の予定期間
 - (5) 指定申請の方法及び期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (指定申請)

第14条 指定申請は、市長が別に定める期間内に大牟田市動物園指定管理者指定申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間における動物園の管理に係る事業計画書及び年度ごとの収支予算書
 - (2) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、当該設立時における財産目録又はこれに類する書類）
 - (4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定管理者候補者の選定通知)

第15条 市長は、指定管理者の候補者を選定したときは、指定申請をした法人等に対し、大牟田市動物園指定管理者候補者選定結果通知書（様式第9号及び様式第9の2）により、その結果を通知する。

(指定管理者の指定通知)

第16条 市長は、条例第21条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、大牟田市動物園指定管理者指定書（様式第10号）により通知する。

(協定)

第17条 指定管理者は、市長と動物園の管理に関し協定しなければならない。

2 前項の協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の内容に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項

- (5) 事業報告に関する事項
 - (6) 管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関する事項
 - (7) 損害賠償に関する事項
 - (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- (補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、動物園に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第13条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 条例付則第2項の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為を行う場合は、この規則に定めるところによる。

付 則（平成20年11月28日規則第45号の2）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（令和元年10月31日規則第21号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第120号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市動物園条例施行規則様式第1号、様式第7号又は様式第8号によりなされている申請については、改正後の大牟田市動物園条例施行規則様式第1号、様式第7号又は様式第8号によりなされたものとみなす。

付 則（令和3年9月30日規則第21号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

付 則（令和8年6月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

大人用			小人用	
発行年月日	発行番号	4 cm	発行年月日	発行番号
動物園大人	入園券（消費税含）		動物園小人	入園券（消費税含）
	¥			¥
一人一回限り	大牟田市動物園		一人一回限り	大牟田市動物園
← 5 . 8 cm →			← 5 . 8 cm →	

備考 大人、小人それぞれの料金を記入する。

様式第2号（第4条関係）

担 当	園 長	課 長	部 長		受 付	年 月 日
					決 裁	年 月 日
					交 付	年 月 日
※ 減 免 額						

大牟田市動物園入園料減免申請書

入 園 日 時	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで
目 的 及 び 方 法		
人 員		
減免を必要とする理由 		
年 月 日 申請者住所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 自 宅 () — 勤務先 () — 大牟田市長 殿		

様式第 3 号（第 4 条関係）

大牟田市動物園入園料減免許可書

入 園 日 時	年 月 日（ 曜）	時 分 時 分
目 的 及 び 方 法		
人 員		
条 件		
上記入園による大牟田市動物園入園料については、大牟田市動物園条例施行規則第 4 条に基づき、次のとおり減免を許可する。 減免額_____		
年 月 日 申請者住所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____ 自 宅（ ） — 勤務先（ ） — 大牟田市長 ㊟		

様式第 4 号（第 5 条関係）

担 当	園 長				受 付	年 月 日
					決 裁	年 月 日

大牟田市動物園入園料返還申請書

入 園 日 時	年 月 日（ 曜）	時 分から 時 分まで
目 的		
返 還 申 請 額	円（納入日 年 月 日）	
返還を必要とする理由（該当する番号に○を付けてください。） 1 災害その他動物園に入園しようとする者の責任によらない理由により、入園することができなくなったため。 2 市長が公益上その他の理由により、入園を拒否したため。 （ 内容 ） 		
年 月 日 大牟田市動物園条例施行規則第 5 条に基づき、入園料の返還を申請します。 申請者住所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 自 宅（ ） — 勤務先（ ） — 大牟田市長 殿		

様式第 4 号の 2 （第 5 条の 2 関係）

大牟田市ともだちや絵本美術館資料借用許可申請書

関 係 資 料	資 料 名	点 数
借 用 の 期 日	年 月 日（ 曜）から 年 月 日（ 曜）まで	
借 用 の 目 的		
借用責任者	TEL （ ）	
上記のとおり借用の許可を申請します。 年 月 日 申 請 者 住 所_____ 団 体 名_____ 申請者（代表者）氏名_____TEL （ ）_____ 殿		

様式第4号の3（第5条の2関係）

大牟田市ともだちや絵本美術館資料借用許可書

関係資料	資 料 名	点 数
借用の日	年 月 日（曜）から 年 月 日（曜）まで	
借用の目的		
上のことについて、下記の条件を付して借用を許可します。 1 貸出しを受けた資料は丁重に扱い、破損・損失した場合は、と協議の上 弁償すること。 2 貸出しを受けた資料を、他に転貸しないこと。 3 資料の借用に係る関係規定を遵守すること。 4 その他職員の指示に従うこと。 年 月 日 申請者住所_____ 団 体 名_____ 申請者（代表者）氏名_____殿		

様式第4号の4（第5条の3関係）

大牟田市ともだちや絵本美術館資料撮影等許可申請書

関 係 資 料	資 料 名	点 数
	計	
撮 影 等 の 期 日	年 月 日 (曜) 年 月 日 (曜)	時 分 から 時 分 まで
利 用 区 分	①写真撮影 ②模 写 ③模 造 ④熟 覧 ⑤映画・テレビ撮影 ⑥写真掲載 ⑦その他 ()	
撮 影 等 の 目 的		
利用責任者	TEL ()	
上記のとおり撮影等の許可を申請します。 年 月 日 申 請 者 住 所 _____ 団 体 名 _____ 申請者（代表者）氏名 _____ TEL () 殿		

様式第4号の5（第5条の3関係）

大牟田市ともだちや絵本美術館資料撮影等許可書

関 係 資 料	資 料 名	点 数
	計	
撮 影 等 の 期 日	年 月 日（ 曜） 年 月 日（ 曜）	時 分 から 時 分 まで
利 用 区 分	①写真撮影 ②模 写 ③模 造 ④熟 覧 ⑤映画・テレビ撮影 ⑥写真掲載 ⑦その他（ ）	
撮 影 等 の 目 的		
上のことについて、下記の条件を付して撮影等を許可します。 1 書籍等に掲載するときは、「大牟田市ともだちや絵本美術館蔵」と記載すること。また、掲載された書籍等を 部送付すること。 2 本許可書に基づく資料の撮影等による写真等を、他の目的に使用しないこと。 3 資料撮影等に係る関係法令等を遵守すること。 4 その他係員の指示に従うこと。 年 月 日 申 請 者 住 所 _____ 団 体 名 _____ 申請者（代表者）氏名 _____ 殿		

年 月 日

駐 車 券 紛 失 等 届

大牟田市長 殿

届出者 住 所

氏 名

大牟田市動物園駐車場に入庫する際に交付された駐車券を（紛失 破損）しましたので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 自動車の種類
- 普通・大型・中型・準中型 ※いずれかに○をつける。
- 2 車名
- 3 車両番号
- 4 入庫した年月日及び時刻

年 月 日

午前
午後 時 分

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

大牟田市動物園駐車場使用料減免申請書

大牟田市長 殿

駐車場使用料の減免を受けたいので、大牟田市動物園条例施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

日 時	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで
目 的		
種 類 及 び 台 数	普通自動車 () 台 大型・中型・準中型 () 台	
減免を申請する理由		
申請者住所 _____		
氏名又は団体名 _____		
代表者氏名 (団体の場合のみ記入) _____		
電話番号 _____		

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

大牟田市動物園駐車場使用料返還申請書

大牟田市長 殿

駐車場使用料の返還を受けたいので、大牟田市動物園条例施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

日 時	年 月 日（ 曜）	時 分から 時 分まで
目 的		
返 還 申 請 額	円（納入日 年 月 日）	
返還を必要とする理由（該当する番号に○を付け、内容を記入してください。） 1 災害その他動物園に入園しようとする者の責任によらない理由により、入園することができなくなったため。 2 市長が公益上その他の理由により、入園を拒否したため。 （ 内容 ） 		
申請者住所 _____ 氏名又は団体名 _____ 代表者氏名 （団体の場合のみ記入） _____ 電話番号 _____		

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

大牟田市動物園指定管理者指定申請書

年 月 日

大牟田市長 様

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

大牟田市動物園条例第 2 0 条及び大牟田市動物園条例施行規則第 1 4 条の規定により、次の施設の指定管理者の指定を申請します。

施 設 の 表 示	所 在 地	
	名 称	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

大牟田市動物園指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日

(団体名)
(代表者氏名) 様

大牟田市長 印

年 月 日付け大牟田市動物園指定管理者の指定申請について審査した結果、次の施設の指定管理者候補者とすることとしたので通知します。

施設の表示	所在地	
	名称	
担当部局		電話 — —

注 本通知は、指定管理者候補者の選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決が得られない場合その他指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第 9 号の 2 （第 1 5 条関係）

大牟田市動物園指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日

(団体名)
(代表者氏名) 様

大牟田市長 印

年 月 日付け大牟田市動物園指定管理者の指定申請について審査した結果、次の施設の指定管理者候補者としな

いこととしたので通知します。

施設の表示	所在地	
	名称	
担当部局		電話 — —

大牟田市動物園指定管理者指定書

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

大牟田市長

印

大牟田市動物園条例第 2 1 条の規定により、次の施設の指定管理者に指定します。

施設の表示	所在地	
	名称	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
指 定 の 条 件	1 地方自治法、大牟田市動物園条例その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守すること。 2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書及び収支予算書に基づいた管理を行うこと。 3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。 (1) 施設の管理業務を適正かつ確実にすることができないと認められるとき。 (2) 指定に関し不正の行為があったとき。 (3) 法令の規定、指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条項に違反したとき。 (4) 法令の規定、指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき、本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。 (5) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。 4 本市が、大牟田市動物園の供用を休止し、又は廃止するときは、指定の期間内であっても、指定を取り消すことがある。	
担 当 部 局	電話 — —	